

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 2 年 4 月 1 日作成)

法令名	北海道立高等学校通学区域規則		
根拠条項	第 4 条		
許認可等の種類	隣接学区等の就学の承認		
法令の定め	<p>第 4 条 次の各号に該当するときは、就学希望者は、第 2 条の規定にかかわらず、当該各号に定める高等学校に就学することができる。</p> <p>(1) へき地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号）により指定されている 3 級以上のへき地学校の設置されている地域に保護者の住所が存するとき又は保護者の住所が存する地域が同法により指定されている 3 級以上のへき地学校の設置されている地域から 2 級以下のへき地等学校若しくはへき地等学校以外の学校の設置されている地域に変更となった場合で、当該変更のあった日の属する年度から起算して 3 年度を超えない期間内にあるとき 道内のいずれかの高等学校</p> <p>(2) 前号の場合を除き、就学すべき高等学校への通学に極めて困難な地域に保護者の住所が存する場合で、他の高等学校に就学することが相当と認められるとき 道内のいずれかの高等学校</p> <p>(3) 就学すべき高等学校の学区の境界の付近に保護者の住所が存する場合で、交通その他の事情により隣接する学区の高等学校に就学することが相当と認められるとき 隣接する学区の高等学校</p> <p>2 前項第 2 号又は第 3 号の規定により就学しようとする就学希望者は、教育長の指定する期日までに、就学しようとする高等学校の校長（以下「校長」という。）に対し、隣接学区等就学承認申請書（別記第 1 号様式）を提出しなければならない。</p> <p>3 前項の申請があったときは、校長は、速やかに、承認又は不承認の決定を行い、隣接学区等就学承認（不承認）通知書（別記第 2 号様式）により、就学希望者に対し、その旨を通知しなければならない。</p>		
審査基準	個々の申請について、保護者の住所や当該地域の交通事情など、個別に具体的な判断をせざるを得ないものであり、あらかじめ具体的な基準を定めることが困難であるため、審査基準は定めていない。		
標準処理期間	総 期 間	6 日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	6 日・丹	(道立高等学校)
処分担当課	就学しようとする道立高等学校 (電話番号：)		
申請先	同上 (電話番号：)		
問い合わせ先	同上 (電話番号：)		
備 考			